

# 所得税・町民税・道民税の申告相談がはじまります

2月16日(月)

▼ 3月13日(金)

本申告は、令和7年分の所得税額および令和8年度の町道民税額を決定する重要な申告です。都合のよい会場で忘れずに行つてください。所得税の確定申告をされた場合は、町道民税の申告の必要はありません。

## 【申告が必要な方】

令和8年1月1日現在、町内に在住し、次のいずれかに該当する方。  
 ①給与所得または公的年金等の所得以外の所得（事業、不動産、一時など）がある方  
 ②給与所得のみの方で、所得から所得控除を差し引くと残額があり、税金が源泉徴収されている税金があり年末調整をされていない方  
 ③公的年金等の所得のみで、所得から所得控除を差し引くと残額がある方  
 ④国民健康保険の加入者（加入者の申告により適正な保

本申告は、令和7年分の所得税額および令和8年度の町道民税額を決定する重要な申告です。都合のよい会場で忘れずに行つてください。所得税の確定申告をされた場合は、町道民税の申告の必要はありません。

## 【申告に必要なもの】

申告をする際に、本人や扶養親族のマイナンバーの記載が必要です。

※詳しくは4ページに記載のフロー図をご確認ください。

【申告書にマイナンバーの記載が必要です】

受給されている方でも申告をしなければ、保険税等の算出に影響を及ぼすことがありますので、忘れずに申告をお願いします。

※八雲税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は忘れずに持参してください。

※外交員報酬や講師報酬など、源泉徴収されているものについても町道民税の申告が必要です。

【役場では受付できない申告】  
 次のいずれかに該当される方は、町で対応できかねますので、八雲税務署で確定申告を行つてください。  
 ・譲渡所得（土地や建物、株式などの譲渡）がある方  
 ・配当所得がある方  
 ・新規の住宅借入金など（住宅ローン控除）がある方  
 ・青色申告の方  
 ※その他、相談内容が複雑なもののは、税務署での申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。

- ・本人名義の口座番号の分か
- ・通帳登録印（所得税が納付になった際に口座振替の依頼書を記載する時に使用します）

## 申告で使用する本人確認書類

申告書を提出する際は申告者の本人確認が必要です。本人確認はマイナンバーの確認と身元確認で行います。

それぞれの確認に必要な書類を表にまとめましたので、確認のうえ準備をお願いします。

本人確認書類					
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード				
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>①番号確認書類および②身元確認書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類</td><td>           ・通知カード（※）            ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうち、いずれか1つ         </td></tr> <tr> <td>② 身元確認書類</td><td>           ・運転免許証、パスポート、在留カードなどの顔写真付き身分証明書、いずれか1つ            ・顔写真付き身分証明書がない場合は、資格確認書や公共料金の領収書などの身元確認書類を2つ以上         </td></tr> </table>	① 番号確認書類	・通知カード（※） ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうち、いずれか1つ	② 身元確認書類	・運転免許証、パスポート、在留カードなどの顔写真付き身分証明書、いずれか1つ ・顔写真付き身分証明書がない場合は、資格確認書や公共料金の領収書などの身元確認書類を2つ以上
① 番号確認書類	・通知カード（※） ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうち、いずれか1つ				
② 身元確認書類	・運転免許証、パスポート、在留カードなどの顔写真付き身分証明書、いずれか1つ ・顔写真付き身分証明書がない場合は、資格確認書や公共料金の領収書などの身元確認書類を2つ以上				

※「通知カード」は令和2年5月に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。